

秋多都市計画武蔵引田駅周辺地区の地区計画原案（変更）に対する意見について

秋多都市計画武蔵引田駅周辺地区地区計画案を定めるため、地区計画原案を令和2年9月17日から令和2年9月30日までの2週間、公衆の縦覧に供したところ、あきる野市地区計画等の案の作成手続に関する条例第4条の規定により、1通の意見書が提出された。

この意見書に対する市の見解を、以下のとおりとする。

意見書の要旨	市の見解
<p>○引田駅北口地域での沿道ゾーン計画は行政のミスリードになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋川駅北口土地区画整理事業の経験則から、計画人口1000人が期待できない。 ・沿道ゾーン計画区域の北東地域には、近接して既に大型商業施設が営業しており、それとの競争も避けられず、商業環境の厳しさは想像に難くない。 <p>税金の有効活用の面でも本件地区計画にある大型商業施設の誘致は見直してもらいたい。</p> <p>また、駅前にも商業街区を設けており、そこでの居住者による商業活動への、大型商業施設による負の影響も配慮する必要もあり、同施設の誘致がミスリードとなり、多くの居住の生活利便を奪うおそれがあり、この点も考慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口の増加を当てにした街づくりは旧態の都市計画と考えるべきである。 <p>新型コロナ後の経済環境の急変も心配され、消費活動の在り方の根本が問われ始めている中での大型商業施設の誘致は再考を要する内容である。</p>	<p>地区計画原案の策定にあたっては、まちなみづくり懇談会を開催し、地域住民の皆様からのご意見をもとに定めたものであり、沿道ゾーンに設定される住宅複合地区については、今後の高齢化の進行や人口減少を見据えたコンパクトシティの観点もあわせ、住宅地区からの徒歩での生活圏内に生活利便施設を誘導することにより、居住者の利便性の向上が図られること、また、武蔵引田駅利用者への利便に寄与するものとして方針を定めたものであります。</p> <p>また、駅前の商業地区には、駅前にふさわしい高度利用のできる店舗や事務所を誘導するものとしていることから、住宅複合地区の生活利便施設及び地区外の大型商業施設との競合はないものと考えます。</p>
<p>○大型商業施設誘致のための16m幅員の都市計画道路築造の弊害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅員の広い道路では、高齢者の横断に危険を感じ、買い物や地域活動の抑制をすることになる。 ・幅員が広い道路では、大型車両の通行や速度上げた車両の往来が見込まれ、事故の重大化は必然であることから、完成後に安全及び安心の向上に繋がるか否か具体的に検証する必要がある。 	<p>区画整理事業により駅前広場が整備されることにより、駅前通りとなる秋3・4・18号線を安全なものとするため、住民及び駅利用者の安全確保のための片側3.5メートル計7メートルの歩道設置、車両と自転車との通行帯の確保として片側4.5メートルの車道幅員9メートルとし、必要最低限の幅員として16メートルとしております。</p>